

# 運転免許証の自主返納、考えてみませんか？

65歳以上の高齢ドライバーの皆さんへ

## 運転免許証の自主返納を支援します

村では、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、運転に不安を感じている65歳以上の方で、所有する全ての運転免許証を自主的に返納した方を対象に、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しています。

「自分の運転に自信がなくなった」「運転する機会が少なくなった」「視力が衰えてきた」など、運転免許証の自主返納をお考えの方は、ぜひ支援事業をご利用ください。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)

### 01 対象となる人は？

次の全ての条件を満たす方が対象です。

- ▽東海村に住所があり、免許証返納日において満65歳以上の方
- ▽所有する全ての運転免許証を自主返納した方で、自主返納した日から1年を経過していない方

※運転免許証が失効した場合は該当しません。

**例** 令和6年4月1日に返納した場合は、令和7年3月31日までに申請する必要があります。

### 02 支援の内容は？

次の①～⑩のうち、いずれか一つを交付します(1人当たり1回限り)。

①	東海村デマンドタクシー利用券2万1,000円分	
②	茨城交通ICカード乗車券「いばっピ」2万500円分(保証金500円を含む)	
③	JR東日本交通系ICカード「Suica」2万500円分(保証金500円を含む)	
④	東海村商工会「共通金券」2万円分(登録店舗で使える金券、使用期間は7月～令和7年2月末まで)	
⑤	東海村デマンドタクシー利用券1万500円分	「いばっピ」1万500円分(保証金500円を含む)
⑥	東海村デマンドタクシー利用券1万500円分	「Suica」1万500円分(保証金500円を含む)
⑦	東海村デマンドタクシー利用券1万500円分	「共通金券」1万円分(使用期間は7月～令和7年2月末まで)
⑧	「いばっピ」1万500円分(保証金500円を含む)	「Suica」1万500円分(保証金500円を含む)
⑨	「いばっピ」1万500円分(保証金500円を含む)	「共通金券」1万円分(使用期間は7月～令和7年2月末まで)
⑩	「Suica」1万500円分(保証金500円を含む)	「共通金券」1万円分(使用期間は7月～令和7年2月末まで)

※▽希望した利用券等は、申請後に郵送します。▽3月28日現在、JRはSuicaカードの販売を一時中止しているため、③・⑥・⑧・⑩をお渡しできません。詳細は環境政策課へお問い合わせください。

## 03 運転免許証の返納場所は？

運転免許証の返納手続きは、警察署、運転免許センター、交番で行っています。各場所で受付時間が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※交番の場合は「申請による運転免許の取消通知書」の当日発行と「運転経歴証明書」の申請はできません。「運転経歴証明書」とは、身分証明書に利用できるカードで、交付手数料がかかります。

返納場所	電話番号
ひたちなか警察署 (ひたちなか市東石川897-2)	☎272-0110
那珂警察署 (那珂市杉384-2)	☎352-0110
茨城県警察運転免許センター (茨城町長岡3783-3)	☎293-8811
東海地区交番 (舟石川駅西1-1-7)	☎287-0110

## 04 申請方法は？

環境政策課(役場行政棟4階)備え付けの申請書に必要事項を記入し、申請に必要なもの(▽「申請による運転免許の取消通知書」▽マイナンバーカード、健康保険証、運転経歴証明書など、本人の確認ができるもの)をお持ちの上、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)へ申し込みください。

## 犬と猫の避妊・去勢手術費用を補助します！

村では無秩序な繁殖を抑制し、周囲への危害や迷惑を防止するため、犬と猫の避妊・去勢手術の費用を補助しています。不幸な命を増やさないために、動物病院で手術を受けましょう。

**対象**▼東海村に住所があり、避妊・去勢手術を行った犬または猫を飼っている世帯の世帯主

**補助金額**▼▽避妊手術…4,000円/頭・匹 ▽去勢手術…3,000円/頭・匹 ※1世帯につき同一年度内に合計2頭・匹まで補助します。

**申請期限**▼手術を実施した日から30日以内

**【申し込み・問い合わせ】**病院で手術実施の証明を受けた申請書に必要事項を記入の上、領収書(飼い主氏名・ペットの名・手術内容・手術金額等が記載されたもの)を添えて、環境政策課生活環境保全担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1451)へ申し込みください。※▽先着順で、予算額に達した時点で終了します。▽申請書類の様式や手続きなど詳細は、村公式ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちら

誰もが住みよいまちに

## 猫はルールを守って飼いましょう！



村には毎年、「野良猫が増えて困っている」「猫が敷地内に入ってふん尿をして困る」など多くの相談や苦情が寄せられています。飼い主は責任を持って、周囲に迷惑を掛けることのないよう適正に飼育管理しましょう。

### ■飼猫の飼育は屋内で！

屋内で飼育することで、周囲の方への迷惑を防ぐとともに、交通事故や感染症から猫自身を守ることができます。放し飼いは絶対にやめましょう。

### ■野良猫に餌を与えないで！

猫は餌がもらえた場所に強く執着し、住み着いてしまうことがあります。餌付けされた猫が臭いや鳴き声で近所に迷惑をかけると、裁判によって損害賠償を請求されることもあります。野良猫が増えてしまうことを避けるためにも、無責任な餌やりはやめましょう。

### ■絶対に、捨てないで！

“飼えなくなったから”と猫を捨ててしまうことは、犯罪行為に当たるだけでなく、不幸な猫を生み出すことになります。猫を飼うときは、責任を持ち、最後まで面倒を見ましょう。